

大切な思い出を
ともに育て
そして受け継ぎたい



しみず **プレミアム** 定期預金

SHIMIZU PREMIUM TIME DEPOSIT

相続プラン

1年以内に相続による取得資金を
原資としてお預け入れいただける方

2018 **6/1** fri >> 2018 **11/30** fri

スーパー定期
6ヶ月もの
店頭表示利率

プラス

+年0.30%

スーパー定期
3年もの
店頭表示利率

プラス

+年0.20%

スーパー定期
1年もの
店頭表示利率

プラス

+年0.15%

スーパー定期
5年もの
店頭表示利率

プラス

+年0.20%

お預入金額

300万円以上(1円単位)、3,000万円以内 ※左記の範囲内で相続金お受取額を上限とさせていただきます。

●金利の上乗せは初回満期日までとし、満期日以後は書替時のスーパー定期(初回お預入れ時に指定された預入期間のもの)の店頭表示利率とさせていただきます。●中途解約の場合は、当行所定の中途解約利率を適用いたします。●本商品は、預金保険制度の対象となります。預金保険制度では、お一人様あたり、「決済用預金の全額」および「決済用預金以外の預金保険制度の対象となる預金等の元本1,000万円までとその利息」が保護の対象となります。●金利情勢等に伴い、今後予告なく商品内容の変更、継続または取扱いを中止する場合がございますのであらかじめご了承ください。●店頭に商品概要説明書をご用意しております。詳しくはそちらをご覧ください。

詳しくは裏面をご覧ください。



清水銀行

<https://www.shimizubank.co.jp/>

しみずプレミアム定期預金

SHIMIZU PREMIUM TIME DEPOSIT

商品概要

プラン名

相続プラン

お取扱期間

2018年6月1日(金)～2018年11月30日(金)

ご利用
いただける方

金融機関(清水銀行以外も含む)での相続手続完了後1年以内に、相続により取得された資金(不動産・有価証券等の換金代金を含む)にてお預入れいただける個人の方。

※すでにお預け入れの相続人様名義の、相続によらない預金でのお預け入れはできません。

対象となる資金

相続としてお受取りされた資金でのご利用に限りします。

※相続金のお受取り日およびお受取金額が確認できる資料のご提示が必要となります。

・金融機関に提出した依頼書等の写し ・戸籍謄本の写し …等

お預入金額

300万円以上(1円単位)、3,000万円以内

※上記範囲内での相続金お受取額を上限といたします。

※期間中、複数回お預け入れいただけますが、すでにお預け入れいただいている本商品を含めて、お預け入れ総額は3,000万円までとさせていただきます。

お預入方法

通帳式(総合口座通帳・定期預金通帳)、証書式

対象商品

スーパー定期

(お預入期間:6ヶ月、1年、3年、5年自動継続扱い、元加式または利払式)

適用金利

スーパー定期 6ヶ月もの

店頭表示
利率

プラス
+年0.30%

スーパー定期 3年もの

店頭表示
利率

プラス
+年0.20%

スーパー定期 1年もの

店頭表示
利率

プラス
+年0.15%

スーパー定期 5年もの

店頭表示
利率

プラス
+年0.20%

※本商品は自動継続のみのお取り扱いとさせていただきます。

※金利の上乗せは初回満期日までとし、満期日以後は、書替時のスーパー定期(初回お預入れ時に指定された預入期間のもの)の店頭表示利率とさせていただきます。

※利息には20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。

※中途解約の場合は、当行所定の中途解約利率を適用いたします。

ご留意点

※本商品は、ATMおよびインターネットバンキングでのお取扱いはしていません。

※既にお預け入れいただいている定期預金を本定期預金に切り替えることはできません。

※本商品は、預金保険制度の対象となります。預金保険制度では、お一人様あたり、「決済用預金の全額」および

「決済用預金以外の預金保険制度の対象となる預金等の元本1,000万円までとその利息」が保護の対象となります。

※金利情勢等に伴い、今後予告なく商品内容の変更、継続または取扱いを中止する場合がございますのであらかじめご了承ください。

※総合口座通帳へお預け入れいただいた定期預金は総合口座の担保とすることができます。

※店頭に商品概要説明書をご用意しております。詳しくはそちらをご覧ください。

(2018年6月1日現在)

お問い合わせは お近くの〈しみず〉の窓口

または

〈しみず〉コールセンター し み ず バンク

0120-0-43289

(受付時間/銀行営業日9:00～17:00)

しみずプレミアム定期預金(相続プラン) 商品概要説明書

(株)清水銀行
(平成 30 年 6 月 1 日 現在)

1. 取扱期間	平成 30 年 6 月 1 日(金)～平成 30 年 11 月 30 日(金)
2. 商品名	しみずプレミアム定期預金
3. プラン名	相続プラン
4. 販売対象	金融機関（清水銀行以外も含む）での相続手続完了後 1 年以内に、相続により取得された資金（不動産・有価証券等の換金代金を含む）にて、お預入れいただける個人の方 ※すでにお預け入れの相続人様名義の、相続によらない預金でのお預け入れはできません。
5. 対象資金	相続としてお受取りされた資金でのご利用に限りします。 ※当行以外の金融機関で相続手続きをされた方は、相続金のお受取日及びお受取金額が確認できる以下の資料のご提示が必要となります。 ①金融機関での相続手続き完了が確認できる書類のいずれか ・金融機関に提出した依頼書等の写し ・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し ②お預け入れる方が相続人または受遺者であることが確認できる書類 ・戸籍謄本写し ・遺言書（「公正証書遺言」または「自筆証書遺言で検認済みのもの」）の写し ③お預け入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類のいずれか ・金融機関に提出した依頼書等の写し ・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し ・遺言書（「公正証書遺言」または「自筆証書遺言で検認済みのもの」）の写し ・金融機関発行の領収書等の写し ・遺産分割協議書の写し
6. 預入期間	6 ヶ月・1 年・3 年・5 年（自動継続扱い、元加式または利払式）
7. 預入単位	300 万円以上（1 円単位）、3,000 万円以内 ※上記範囲内での相続金お受取額を上限といたします。 ※期間中、複数回お預入れいただけますが、すでにお預入れいただいている本商品を含めて、お預入れ総額は 3,000 万円までとさせていただきます。
8. 預入方法	通帳式（総合口座通帳・定期預金通帳）・証書式 ※ただし未成年のお客さまについては定期預金通帳もしくは証書式でのお預入れとさせていただきます。
9. 商品内容	自由金利型定期預金(M型)＜以下「スーパー定期」という＞自動継続扱いに準じた取扱いとなります。
10. 適用金利	本定期預金の適用金利は、お預入時のスーパー定期の店頭表示利率に 6 か月：<u>＋年 0. 3 0 %</u>、 1 年：<u>＋年 0. 1 5 %</u>、 3 年：<u>＋年 0. 2 0 %</u>、 5 年：<u>＋年 0. 2 0 %</u>、 上乗せとなります。 ※金利上乗せ期間は、お預入時から初回満期日までの当初預入期間のみとさせていただきます。 ※満期日以後の適用金利は、書替継続時のスーパー定期（初回お預入れ時に指定された預入期間のもの）の店頭表示利率とさせていただきます。

しみずプレミアム定期預金(相続プラン) 商品概要説明書

(株)清水銀行

(平成 30 年 6 月 1 日 現在)

1 1. 利息	①利払方法 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ②計算方法 【単利型】付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割で計算します。 【複利型】付利単位を 1 円とし、6 ヶ月複利の方法で計算します。 ・6 ヶ月・1 年は【単利型】となり、3 年・5 年は【単利型】または【複利型】を選択できます。 ③課税方法 ・20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※利子所得に係る税率は、原則 20% (国税 15%、地方税 5%) ですが、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは、所得税額(国税 15%)に対して 2.1% の復興特別所得税が付与されます。
1 2. 手数料	不要です。
1 3. 金利情報の入手方法	店頭または当行ホームページでご確認いただけます。 詳しくは窓口へお問い合わせください。
1 4. 中途解約	・満期日前に解約する場合は、別紙の中途解約利率により計算し、利息とともにお支払いします。 2 年以上の単利型については、別紙の利率により計算した利息額と、すでにお支払いした中間払利息支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息額の合計額)との差額を清算します。 ※自由金利型定期預金(M型)規定に準じた取扱いとなります。
1 5. 特記事項	・本商品はATMおよびインターネットバンキングでのお取扱いは、しておりません。 ・既にお預入れいただいている定期預金を本定期預金に切り替えることは、できません。 ・本定期預金は預金保険制度の対象となります。 ※預金保険制度では、お一人様あたり「決済用預金の全額」および「決済用預金以外の預金保険制度の対象となる預金等の元本 1,000 万円までとその利息」が保護の対象となります。 ・金利情勢等に伴い、予告なく商品内容の変更、継続または取扱いを中止する場合がございますのであらかじめご了承ください。 ・総合口座通帳へお預入れいただいた定期預金は総合口座の担保とすることができます。 ※担保となる定期預金の合計額の 90% (1,000 円未満は切捨てます) または、300 万円のうちいずれか少ない金額が当座貸越の範囲内となります。 ※貸越利率は担保となる定期預金の預入利率(上乗せ金利を考慮したお預入れ時の利率(=約定利率))に 0.5% 上乗せした利率となります。
1 6. 契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772